



羽の情報便

税制改正により本年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引は売買処理となりました。

税制改正によりリース取引についての税制が一部改正され、4月1日より適用となりました。

1. リース取引の種類

リース取引には、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースと呼ばれる2つに大別されます。ファイナンス・リースは更に「所有権移転ファイナンス・リース」と「所有権移転外ファイナンス・リース」に分けられます。今回取り上げる、ファイナンス・リースは、リース期間の途中で解約することができないか、できるとしても解約に際し相当の違約金を支払うことになっている等、事実上解約不能と認められるリース取引です。

2. 所有権移転ファイナンス・リース

所有権移転ファイナンス・リース取引は、物件を売買したと同様の状態にあるという認識、会計上の観点から、借り手において資産及び負債を認識する必要性があること等から、通常の売買取引として取り扱われます。資産に計上して、償却資産の場合は通常の償却を行います。

3. 所有権移転外ファイナンス・リース（今回の改正のポイント）

リース契約のうち、多くの企業が利用しているリース期間終了時にリース資産の所有権が借り手側に無償で移転しないものを指します。今回の改正で従来の「賃貸借取引」から「売買取引」へ取り扱いが変わります。今後は、所有権移転外ファイナンス・リースも、通常の売買取引に準じた処理が行われます。償却資産の場合の償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定します。

以前から企業会計では、所有権移転外ファイナンス・リース取引は、原則売買処理とされ、例外的に賃貸借取引が認められていましたが、実務上ほとんどの場合で、賃貸借処理が選択されていたことから、この例外処理を廃止し、基本的に売買処理に一本化されました。この企業会計の見直しを受けて法人税上も売買処理に一本化されます。

尚、平成20年3月以前に契約した所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産については従前通りの取り扱いです。

ファイナンス・リース取引の変更点



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ！ (<http://www.mag2.com/>) ■melma！ (<http://melma.com/>)

5月の税務カレンダー

5月（市町村の条例で定める日）

自動車税の納付

5月10日（土）

4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

5月15日（木）

特別農業所得者の承認申請

5月31日（土）

個人の道府県民税および市町村税の特別徴収税額の通知

3月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

9月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

印紙税の節約

収入印紙も合計するとばかにならない額になりますし、そもそも印紙税は税金なのでそれを逃れることはできないと諦めている方も多いと思います。3万円以上100万円未満の売上代金の領収書で200円が必要ですが、当たり前ですが3万円未満の領収書は非課税です。たとえば5万円の領収書を発行する場合、2万円と3万円の領収書にすれば節約になります。またデジタル文書には課税されないことになっていますので、パソコンで領収書を作成しても紙に印刷しなければ、課税文書とはなりません。とくに紙で保存する必要がない場合にはデータをメール添付などインターネットを利用してやり取りするのも一考です。また、契約書についてもあえて「本契約書を2通作成して甲乙各自一通を保有する」という文言を省けば、原本とそのコピーで代用することができ、印紙税も原本のみですので半額で済むことになります。



コスト削減術

経理事務員のアウトソーシングで経費をカット

社員一人を雇う仕事ではないが経理の仕事がたまってしまって困っている企業・店舗様へ、週一日からの経理事務員の派遣で経費カット。

設備投資一切無しで、月々の電気代を最大40%コストカット

経費削減したいけど何をしたらいいのかわからない。そうゆうお悩みでしたら、電気代を見直してみてもいいでしょうか？

完全成功報酬制ですので、電気代削減が実現するまで一切費用はかかりません。

手数料3万円と削減金額の一部を1年間頂きまして、報酬とさせて頂いております。

一泊以上の入院で、5万円の給付金

が受け取れる保険をご存知ですか？

従来の医療保険との組み合わせで、高額な入院費を効果的にカバーできます。

歴史に残る、今では笑える税金の実話です！

おもしろ税金ものがたり（10）



■ 公衆便所税

ローマ帝国9代目の皇帝ヴェスパシアヌスは、とてもケチな皇帝として有名でしたが、悪化していた財政状況を見事立て直しました。その中で考案されたのが、国民が利用する公衆便所に課税しようというものでした。建前上は公衆便所から出るアンモニアを利用して染色業者から税を徴収するという目的だったといわれていますが、とても悪評高いものでした。



■ バルコニー税

フランスのとある町で、公共の道路に張り出して広いバルコニーをつくっていた市民から、道路の一部を占拠しているとの理由で「バルコニー税」を課税し徴収しました。その後、裁判所では違法との判決になり市民へ払い戻しとなりました。

お客様からのQ & A

外国人を雇用する場合、特別な届けなどはしなくても良いですか？

昨年の十月からの雇用対策法により、外国人を雇用する場合、氏名、在留資格、在留期間などを届けなければならなくなりました。不法就労の状態です。雇用した事業主には罰則が課せられますので注意が必要です。給与支払いに関しては、居住者の場合は、日本人と同様の源泉徴収、年末調整を行います。給与等、非居住者の場合は、原則として給与等の支払額の20%を源泉徴収し、年末調整は行う必要はありません。ただし、日本との間で租税条約を締結している国もしくは地域の労働者の場合は、一定の要件を満たせば課税が免除もしくは軽減される場合もあります。外国人であっても、労働基準法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、最低賃金法などの日本の法律がすべて適用されますのでご注意ください。



税金まめ知識（第10回）個人事業の税金

個人事業にかかる税金には大きく5つがあげられます。

	対象	申告の必要性	納税	窓口
所得税	所得	有	国	税務署
住民税	所得	無	市区町村、都道府県	市区町村役場
事業税	所得	無	都道府県	都道府県税事務所
国民健康保険税	所得	無	市区町村	市区町村役場
消費税	売上高	有	国及び地方公共団体	税務署

1. 所得税

所得税は、個人事業での所得に対してかかる税金です。サラリーマンは、毎月の給料から天引きされる源泉徴収と12月の年末調整で所得税を確定しますが、個人事業者は、毎年、所得税の確定申告を行い、税金を納付します。

2. 住民税

住民税も基本的に所得に対してかかる税金です。所得税の確定申告書の2枚目が住民税の申告書になっていますので所得税の申告と同時に行われます。税額は、市区町村が計算して通知されます。

3. 事業税

個人事業者には、所得税、住民税の他に事業税がかかります。事業税も所得に対してかかる税金です。都道府県が税額を計算し、その税額が通知されますので、特別な申告は必要ありません。

4. 国民健康保険税

サラリーマンは、給料に応じて健康保険や厚生年金などの社会保険料が天引きされますが、個人事業者の場合は、所得に応じて国民健康保険料を支払わなければなりません。住民税額を基準に計算され、通知されますので申告の必要はありません。

5. 消費税

消費税は、事業者であれば法人だけでなく個人でも申告・納税をしなければなりません。消費税は赤字であっても納税義務がありますので自分で確定申告をしなければなりません。但し、課税売上高が1000万円以下の事業者は納付義務が免除されます。





今月のコラム

ゴールデンウィークはいかがお過ごしでしたか？ 今年の連休は、なんとなく前半と後半に分かれてしまいました。連休の谷間も全部休んで十一連休で海外旅行・・・なんてリッチな方もおられたかもしれません。

ちなみに当社は、カレンダー通り、私も休日以外は皆勤賞でした。あまり長く休んでしまうと休み明けに妙に会社に行くのが辛くなってしまふのが恐ろしくて・・・というのが理由でした。(笑)

最近、仕事中に眼がとっても疲れます。パソコンでのお仕事が多いせいか、眼がウサギのように充血、いきなりチカチカしたり、眼の奥が痛い、まぶたがピクピクするなんてことはありませんか？ となりのAくん曰く「歳のせいだよ！」と失礼な発言。最近、お客様の数も激増していて、入力業務で朝から晩までパソコンとにらめっこなんてことも日常茶飯事です。そんなときに摂取したい定番の食べ物ブルーベリーです。ヨーロッパではその即効性から医薬品としても使われているとか。また人参、ほうれん草、かぼちゃなどに含まれるビタミンAもたくさん補給して、たまには大切な眼も労ってあげましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～
(青色申告のみ)

法人：入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～

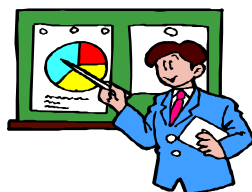
※ 領収書、レシートの仕訳・貼り付け

※ 試算表作成(ご希望の方)

※ 決算報告書の作成



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



過ごしやすい季節になりました。
心も体もリフレッシュして
お仕事頑張りましょう！

